

市民への説明要請実施基準について

平成20年4月1日 最終改正

1 市民から情報等が寄せられたときの対応

(1) 実施基準

市民から情報等が寄せられたときには、アからエの基準に基づき、総合的に判断した上で、当該団体に対して、運用方針に定める市民への説明要請を行います。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

ア 情報提供が概ね3件以上で複数の者からの提供であること

イ 情報提供の内容に合理性があり、法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報であること

ウ 客観的証拠があること

エ 情報提供者の属性に問題がないこと（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）

緊急の場合とは、運営が著しく適正を欠いている疑いがあり、速やかに対応する必要がある場合などです。

(2) 報告期限

当該団体に対して1か月以内に県に報告するよう求めます。

(3) 実施後の対応

NPO法人から回答があったときは、原則として1か月間、これを埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>) に掲載し、公表します。

改善がみられない場合には、改善が見受けられるまで期間を延長して公表します。

また、1か月の報告期限を過ぎても回答がない場合にも、回答があるまで、その旨を埼玉県NPO情報ステーションに掲載し、公表します。

2 法令に基づく書類を提出しないときの対応

(1) 実施基準

ア 事業報告書等未提出の場合

特定非営利活動促進法の施行に関する条例第4条に定める提出期限後1か月を経過しても、NPO法第29条に定める事業報告書等の書類が提出されていない場合は、当該法人に対して書類の提出を督促します。

督促して2か月経過しても提出されない場合には、再度督促することとします。

再度督促して1か月経過しても、なお書類が提出されない場合には、裁判所に対

して、過料事件通知書を送付します。

過料事件通知書送付後1か月を経過しても提出がない場合には、市民への説明要請を実施します。

イ 登記完了届未提出の場合

設立認証後3か月を経過しても、NPO第13条に定める設立登記完了届が提出されていない場合は、原則として、当該団体に対して、書類の提出を督促します。

督促して1か月経過しても提出されない場合には、再度督促することとします。

再度督促して1か月経過しても、なお書類が提出されない場合には、市民への説明要請を実施します。

(2) 報告期限

当該団体に対して1か月以内に県に報告するよう求めます。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告を求めたとき、及び②当該団体から報告がなされたとき、又は③1か月の期限を過ぎても当該団体から報告がなされなかったときに、埼玉県NPO情報ステーションに掲載し、公表します。

なお、埼玉県NPO情報ステーションでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとします。

3 報告徴収、改善命令等を実施したときの対応

(1) 実施基準

報告徴収、改善命令等のNPO法上の監督を実施した場合、及び当該NPO法人が報告や改善措置等を行わない場合は、この旨埼玉県NPO情報ステーションに掲載し、公表します。

(2) 報告期限

当該団体に対して1か月以内に県に報告するよう求めます。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告徴収、改善命令等を実施したとき、及び②当該団体から報告等がなされたとき、又は③1か月の期限を過ぎても当該団体から報告等がなされなかったときに、埼玉県NPO情報ステーションに掲載し、公表します。

なお、埼玉県NPO情報ステーションでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとします。

4 埼玉県NPO情報ステーションにおける公開基準

(1) 方法

原則として、当該団体から提出された文書をスキャナにより複写して公開します。

(2) 公開しない場合

次の場合には、当該団体から提出された文書の記載の一部を削除して公開するもの
とします。

- ア 個人情報保護の観点から公開することが適切でない記載がある場合
- イ 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのある記載がある場合
- ウ 政治活動又は宗教活動に該当する記載がある場合
- エ 営利活動に該当する記載がある場合
- オ 犯罪を誘発し、又はそのおそれのある情報を提供する記載がある場合
- カ 公序良俗に反する記載がある場合
- キ その他市民への説明要請の趣旨に反する記載がある場合